

○環境省告示第三十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第一号ホの規定に基づき、除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第一号ホの環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 放射能濃度を連続して測定できる装置により調査する場合にあつては、次によること。
- イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこ

と。

ロ イの規定により区分した調査単位の除去土壌すべてについて、別表第一に掲げる測定する機器を用いて測定する方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次によること。

イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。

ロ 調査単位のすべてについて、四以上の試料を採取すること。

ハ 調査単位ごとに、ロの規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。

ニ ハの規定により混合された試料のすべてについて、別表第二に掲げる測定する機器を用いて測定する方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

別表第一

- 1 ゲルマニウム半導体測定装置
- 2 シンチレーション測定装置

別表第二

- 1 ゲルマニウム半導体検出器
- 2 NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ
- 3 LaBr₃ (Ce) シンチレーションスペクトロメータ